

令和3年度

南アルプス市  
国民健康保険運営協議会会議録

令和3年4月27日 開会

令和3年4月27日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和 3 年

南アルプス市国民健康保険運営協議会

4 月 2 7 日

令和3年4月27日  
午後7時00分 開議  
於 白根生涯学習センター

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 市長あいさつ
4. 職員紹介
5. 議事
  - 諸般の報告
  - 議事録署名委員の指名
  - 議事案件
    - (1) 諮問
      - 令和3年度国民健康保険税率の改定について
    - (2) 報告
      - ア 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給について
      - イ 特定保健指導について
    - (3) その他
6. その他
7. 閉会

出席委員(16名)

清水 栄 男	桐生 友 明
森本 秀 夫	吉元 誠一郎
塩田 保 朗	戸澤 英 子
鯨刀 秀 樹	櫻田 美佐子
本多 眞 澄	和田 哲 子
深沢 眞 吾	河野 裕 樹
鯨刀 仁	塩谷 進
小山 篤	池川 正 美

欠席委員(3名)

望月 定子	長田 悦子
齊藤 和磨	

議事録署名委員

吉元 誠一郎	櫻田 美佐子
--------	--------

出席者

国保事務局	部長	長谷部 寿 仁
	課長	細田 一 樹
		清水 充
		荻野 尚 子
		中島 智 史
		長澤 友 和
		望月 博 子

開会 午後 7時00分

○進行（細田課長）

まだお見えになっていない委員さんもいらっしゃいますが、お時間となりましたので、ただいまから南アルプス市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本日は、夜分お疲れのところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、今年度の4月から国保年金課に配属になりました、課長の細田と申します。よろしくお願ひします。会議の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本日の会議は、お手元の次第により進めさせていただきます。

はじめに、本日の会議に先立ちまして、欠席者のご報告があります。

保険医及び薬剤師代表の齊藤委員、被保険者代表の望月委員、公益代表の長田委員から欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、ここに報告させていただきます。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

はじめに、会長あいさつ。

和田会長からごあいさつをいただきたいと思ひます。和田会長、お願ひします。

○会長（和田哲子）

改めまして、皆さま、こんばんは。

夜分お疲れのところ、また新年度の対応等で何かと忙しい中、令和3年度第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

さて、スモモ、桃、さくらんぼなどの果樹は、白やピンクの花から緑の葉へと色を変え、1日の気温差には閉口するものの、穏やかな季節となりました。

前回、あいさつさせていただいた中で、「今回は新型コロナウイルスの感染症についてネガティブにお話せずに済むことを願っています」と申し上げました。

南アルプス市では、いよいよワクチン接種が始まりました。県の先行接種市ということと、供給量が少なく、まだまだ気を緩められる状況ではないようです。それでも少しだけ明るい兆しが見えてきたと思ひた矢先に、大都市中心にまた緊急事態宣言が発令される状況となり、本市においてもクラスターの発表がされました。

毎回同じことを申し上げることになってしまひますが、1日でも早くコロナウイルスと共存できる日が来ることを願ひ、感染予防対策として習慣になったマスク着用、手指消毒、ディスタンスに気を配りながら生活していかねばと改めて思ひているところです。

以上、はなはだ簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

続きまして、金丸市長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

○市長（金丸一元）

皆さん、こんばんは。

市長の金丸です。一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、公私ご多忙のところ、また、夜分非常にお疲れのところ、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆さま方には、日ごろより、市政ならびに国民健康保険事業の運営につきまして、深い

ご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご審議いただく内容につきましては、前回の運営協議会に引き続き、令和3年度の保険税率についてであります。

本市の国保運営につきましては、少子高齢化に伴い、国保被保険者数は年々減少しており、高齢者の割合が増加しているところでございます。

医療費につきましては、被保険者数の減少に伴い、総額は減少していますが、1人当たりの医療費は増加をしているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や税の制度改正により、保険税収入の減少が予想されるなど、今後の財源の確保について見通しが非常に難しい状況となっております。

また、令和3年度においては、県への事業費納付金の金額が減額となり、また、本市における基金保有額が増加傾向にある状況を踏まえ、去る2月13日に開催をいたしました国保運営協議会において、令和3年度の保険税率について、健全な財政を維持する中で保険税率の引き下げを検討するよう答申をいただいたところであります。

これを受けまして、基金を活用する中で保険税率の引き下げについて検討し、被保険者の昨年の所得状況などから税率を試算いたしました。

本日、委員の皆さま方には、保険税率について引き続き慎重なご審議をいただき、本市の国民健康保険事業の運営にお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

#### ○進行（細田課長）

ありがとうございました。

市長につきましては、別の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願い致します。

それでは、ここで職員の紹介をさせていただきます。

4月の人事異動に伴いまして、国保年金課の職員が変わっておりますので、改めて紹介させていただきます。よろしくお願い致します。

はじめに、市民部長の長谷部でございます。

国保担当の課長補佐、清水でございます。

次に、特定保健指導担当リーダー、荻野でございます。

次に、国保担当の中島でございます。

同じく、長澤でございます。

同じく、望月でございます。

どうぞよろしくお願い致します。

職員を代表しまして、部長の長谷部から一言ごあいさつを申し上げます。

#### ○市民部長（長谷部寿仁）

皆さん、こんばんは。

市民部長の長谷部です。4月の人事異動で市民部長となりました。

私のほかに、今、紹介がありましたように、課長の細田、国保担当の長澤が新しく配属となっておりますので、よろしくお願い致します。

ただいま金丸市長からあいさつのあったとおり、今から国保税の引き下げについて諮問案を説明させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

以上です。

○進行（細田課長）

それでは、次第5の議事に移りたいと思います。

運営協議会規則第5条第1項の規定により、和田会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○会長（和田哲子）

では、始めさせていただきます。

まず、諸般の報告について、事務局から報告をお願いします。

○進行（細田課長）

事務局から諸般の報告をいたします。

南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、会議の成立について、ご報告いたします。

本日、委員19名のうち、委員16名が出席されており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しましたことを、ご報告いたします。

次に、本会議では、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご意見・ご質問等をされる場合は、お名前をおっしゃってからご発言をいただけるよう、お願いいたします。

次に、本運営協議会の会議は、公開で行うものとされており、運営協議会の開催および公開については、市ホームページにて周知をしております。

会議の公開は、南アルプス市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとします。

審議会等の長は、審議に関して提出される資料について、審議会等に諮り、その同意を得て、傍聴者に閲覧させることができるとされており、

本日の会議には、傍聴者が1名いらっしゃいますので、会議資料を閲覧していただければよろしいか、会長から委員の皆さまにお諮りいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○会長（和田哲子）

ただいま事務局から説明がありましたが、本日の会議における傍聴者に対し、会議資料の閲覧をしてもよろしいか、委員の皆さまにお諮りいたします。

いかがでしょうか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、そのように決めます。

○進行（細田課長）

ただいま、傍聴者に対しまして、資料の閲覧が認められました。閲覧用の資料をお渡しいたしますので、傍聴者の方は、傍聴席にて閲覧をお願いいたします。

なお、資料の持ち出しは、ご遠慮いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、議事に先立ちましての報告を終わります。

○会長（和田哲子）

議事録署名委員の指名。

議事に先立ちまして、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名します。

会議録署名委員に、吉元誠一郎委員、櫻田美佐子委員を指名します。

吉元委員、櫻田委員には、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず（１）諮問 令和３年度国民健康保険税率の改定について、事務局より説明をお願いします。

#### ○国民健康保険担当（清水）

令和３年度南アルプス市国民健康保険税率の改定についてを説明させていただきます。

まず、はじめに、３月２日付、令和３年度の国保税率について（答申）の１枚文書をご覧ください。

前回の運営協議会において、令和３年度の国保税率についてご審議をいただき、市長へ答申として報告させていただきました。

答申につきましては、国保事業費納付金の減額や基金の活用により、保険税率の引き下げを行うことが妥当とのご判断をいただき、また、保険税率の引き下げの際には、医療費が上がった場合、国保税が急激に上がらないように平準化を行う内容となります。

次に、市長の諮問書の写しのご確認をお願いいたします。

諮問を読み上げさせていただきます。

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第２条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

#### 諮問事項

令和３年度南アルプス市国民健康保険税率の改定について

#### 諮問理由

被保険者の国保税負担の軽減を図るため、山梨県から示された令和３年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に、本市国民健康保険税率を改定することについて、運営協議会の意見を求めます。

改定案としまして、医療保険分の所得割の税率が、現行６．８０％から６．１８％へ変更となり、均等割は２万５千円から２万３，５００円となり、平等割は２万４千円から２万２，５００円へ引き下げとなります。

また、後期高齢者支援金分の所得割については、２．３５％から２．３４％へ引き下げとなります。そのほかは変更がありません。

それでは、資料の１ページ目をご覧ください。

国民健康保険事業の現状について、説明いたします。

加入者の推移については、令和２年度の平均が１万５，５７９人で、年々減少しており、後期高齢者医療保険に移行する被保険者が多く、また、団塊の世代が７５歳を迎えていくため、減少傾向であります。

年齢別では、６５歳以上が７，３２１人で、全体の約半数を占めています。

世帯数は９，４２３世帯となっています。

次に、国保会計の当初予算の状況については、総額７０億円のうち歳入は国保税が約１４億７千万円で全体の２１％を、県からの支出金が４９億円で７０％を占め、歳出では、医療費の支払いにあたる保険給付費が４８億円で６９％、県へ納付する事業費納付金が１９億円で２７％を占めています。



2ページ目をご覧ください。

国保会計の決算状況については、令和2年度の決算見込みが、歳入合計から歳出合計を差し引いた額2億4,146万9千円を見込んでいます。差引額から前年度繰越金1億7,892万7千円、特定健診費や各種医療費の繰入金2,952万1千円を引き、基金への積立金7,364万円を足した実質単年度収支が1億666万1千円となります。年度末の基金残高は、約7億3千万円となっています。

次に、1人当たりの医療費負担金については、上の折れ線グラフになりますが、医療の高度化等に伴い増加傾向にあります。令和2年度はコロナによる受診控えの影響などがあり、3%の減額となっています。

また、下側のグラフ、1人当たりの保険税調定額は、令和2年度の決算見込みが10万2千円となり、令和3年度予算では10万円の見込みとなっています。

3ページ目をご覧ください。

国保税の算定方法を説明いたします。

国保税は、医療機関に支払う診療報酬分、後期高齢者医療制度への支援金分、40歳から64歳までの方の介護保険料分の3種類により構成されています。それぞれの項目ごとに世帯の所得に税率をかけ計算される所得割額、世帯の加入者数に応じて計算される均等割額、一世帯ごとの平等割額を合算した額が年間の国保税額となります。世帯主が加入者分をまとめて納付していただきます。

中ほどにあります所得割の算定対象となる課税所得については、前年中の所得（収入から必要経費にあたる金額を控除した額）から43万円の基礎控除額を差し引いた額となります。

なお、世帯主と加入者の所得の合計が一定額以下の場合には、均等割額と平等割額の減額を受けることができます。

また、課税の最高限度額は99万円となっています。

なお、国保税においては、負担能力に応じた負担「所得割」と、受益に応じた負担「均等割」「平等割」の標準的な賦課割合が50対35対15に示されています。

4ページ目をご覧ください。

事業費納付金の推移については、平成30年度から始まった国保制度改革により、県が年度ごとに国保事業を運営するために必要となる事業費納付金を決定し、市町村は納付金を県に納めています。

総額の欄をご覧ください。今年度の県への納付金は約19億円となり、令和2年度と比較して1億4,400万円の減額となっています。

納付金の仕組みの導入により被保険者の保険税負担が急激に増加しないよう、当初から納付金の調整措置を受けています。この調整措置は、平成28年度の1人当たり納付金額と国の算定した納付金額とを比較し、県平均の増加率を超える市町村に対し公費を充てているものであり、令和5年度までの措置となっています。

次に、本市の今年度の1人当たりの納付金は12万5,951円で、前年と比べ6,042円の減額となっています。納付金額の減少の要因として、県では、被保険者数が減少したことなどを挙げています。

5ページ目をご覧ください。

標準保険料率の推移については、県が納付金を算定する際に市町村が必要となる保険税の基準を示し、市町村はその基準を参考に国保税率を定めます。

今年度の標準保険料率と現行税率を比べますと、現行税率の医療給付費分と後期高齢者支援金分の所得割が、標準保険料率より上回っている状況であります。

また、標準保険料率の介護納付金分については、年々増加傾向にあります。

6ページ目をご覧ください。

国保税率の推移については、平成25年度以前の改定時期としては、平成23年度に税率を引き上げてからは据え置いています。前回の改定が平成28年度に見直しを行い、色の付いている部分ですが、税率を引き上げてからは据え置きとなっています。

なお、限度額については、法令改正に合わせた変更となっています。

7ページ目をご覧ください。

令和3年度の国保税率の改定案については、現状の所得を把握する中で試算を行った結果、事業費納付金の医療費分が大幅な減額に伴い、医療分の所得割、均等割、平等割および後期高齢者支援金分の所得割を県が示す標準保険料率と同率の設定を考えております。

なお、後期高齢者支援金分の均等割、平等割および介護保険分の均等割、平等割は、県が示す標準保険料率で置き換えた場合には、市で設定している金額より高くなるため、市の現行の金額に合わせています。

1人当たりの調定額としては9万4,534円となり、令和3年度の当初調定額に比べ5,466円の減額となり、令和2年度の決算見込みでは7,871円の減額となります。

引き下げによる減収分は、総額で約7,700万円の減収となりますので、基金を活用して確保したいと考えております。

なお、国保税算定の元になる所得状況につきましては、現状において把握ができる所得状況になります。所得が確定した後の7月の本算定時には、1人当たり調定額が変更する可能性がありますので、ご了承いただきたくお願いいたします。

また、近隣の市の令和3年度の税改定の状況を確認しましたところ、特に改定する予定の市はありませんでした。

以上で説明を終わります。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明があり、令和3年度国民健康保険税率の改定について諮問されました。これにつきまして、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

うまく理解できないところがあって教えていただきたいのですが、県に納めるのが6千円ほど少なくて済む。全体としては1,500円、1,500円の3千円の減額はできる。その差のところの計算方法を丁寧に説明していただいていると思うんですが、県に納める金額を減らすことができるよりも、今回の減額するのがその半分でしかないというところを、もう少し分かりやすく、県に納める分丸々引けるわけではないという説明のところを、もう少し分かりやすく教えていただけるとありがたいです。

○国保年金課長（細田）

まず、4ページをご覧ください。なりたいと思います。

4ページの先ほど深沢先生がおっしゃった6千円ということですが、②に1人当たりの事業費納付金に占める調定額の割合ということで、事業費納付金の令和2年度が13万1,993円、令和

3年度が12万5,951円ということで、令和2年と令和3年を比べたら6,042円、去年より低くなるということです。3千円というのはどういうことでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

諮問、改定案のところの現行均等割2万5千円が2万3,500円に1,500円減額できる。そういう意味ですか。

○国保年金課長（細田）

私が把握できなくて、申し訳ありませんでした。

今、4ページの話の説明したんですが、続いて、5ページをお願いします。

③標準保険料率の推移というのがあります。実は、今回初めてお示ししているんですが、先ほどの事業費納付金を算定する上で、県は市町村ごとに、その算定する上で標準的な水準を毎年、率を示しているわけでございます。例えば、平成30年度であれば医療給付費分の6.8%、令和元年度は6.99%というふうに、毎年、事業費納付金を納める上で県は標準保険料率をお示しています。

今回、令和3年度につきましては、黒の網掛けがあるんですが、例えば、令和3年度の医療給付費分が2万3,567円とここにあります。その下の現行税率とあるのは、南アルプス市の均等割の金額であります。南アルプス市の均等割の金額が2万5千円、県で示している標準税率の均等割が2万3,567円、この2万3,567円を千円未満切り下げて、2万5千円と2万3千円を比べて1,500円減という形にしております。

これが平等割額にも同じことが言えまして、南アルプス市の現行税率が2万4千円、標準税率が2万2,586円ですので、500円未満を切り下げて、この標準税率の2万2,500円に合わせようかというような内容になっております。

ここが1,500円の差ということですが、いかがでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

それは理解できるんですが、4ページの②のところの説明された、網掛けになっていて、令和3年度のところの金額が6千円分減額できるということと、今、説明をいただいた端数を切り上げて1,500円ずつ減額できるという、こっちは6千円だけど、片方減額できる分が1,500円ずつで、同じだけの数字ではないので、そこのできる違いについて、納める額が6千円下がるのであれば6千円下げてもいいのではないかというふうに単純には思ってしまうのですが、その差の出る理由をうまく理解できないので教えていただきたいです。

○国保年金課長（細田）

私の説明が分かりづらくて申し訳ありませんでした。

では、7ページをお願いします。

1,500円、1,500円というのは、均等割の2万5千円を1,500円、平等割の2万4千円を1,500円減するということなんですが、先ほどの6千円との比較となると、下の税率改定（案）による税額についてというものでございます。

上の税率をかけて、現在把握している所得を上税率にかけた場合、令和3年度の当初調定額は1人当たり10万円になります。下の令和2年度決算見込みは10万2,405円になります。これが現行です。現在の試算すると、令和2年度決算見込みは10万2,405円、当初は10万円ということになっています。それを上の改定案をかけますと9万4,534円、1人当たりになります。R2決算見込みが10万2,405円、R3をこの改定案で計算すると9万4,534円になりますので、差し引き7,871円、比較しますと、事業費納付金が昨年度と比較して6,

042円減に対して、試算では7,871円減という形になります。

よろしいでしょうか。

○会長（和田哲子）

深沢先生、いかがでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

十分によく理解できていないんですが、皆さんがよく理解できていればそれで十分です。

○委員（清水栄男）

被保険者代表の清水です。

今、深沢先生が言っていた6千円というのは、所得割の税率の減額になっているから、それで全部で6千円ということなんでしょうか。

○国保年金課長（細田）

事業費納付金のお話をしますと、県に納める事業費納付金等が、令和2年度と令和3年度を比較して、1人当たり6千円減になるというお話です。

今回の改定の税率を計算しますと、下の1人当たりの去年との比較がマイナス7,871円という形になります。

○委員（清水栄男）

深沢先生が言ったのは、この1,500円と言っているのは均等割と平等割で、所得割は税率だけでは金額が分からないということではないかなと。均等割が2万5千円から1,500円引いて2万3,500円になりますよね。そして、平等割が2万4千円から2万2,500円ですよ。その6千円との差額がつながっているから分からないんです。

○国保年金課長（細田）

均等割と平等割が3千円なんですけど、均等割につきましては1人1,500円、平等割につきましては一世帯当たり1,500円、このほかに所得割が6.80%から6.18%で0.62ポイント下がりますので、また、後期高齢者支援金分の所得割が0.01ポイント下がりますので、これをいろいろ総所得にかけますと、1人当たりの金額が9万4,534円となって、昨年度の見込みよりも7,871円低いという形になるんですが。

○会長（和田哲子）

先生、いかがでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

新聞報道にもされているので、6千円下がるんだなというふうに単純だと見える。この1,500円下がるというのは、世帯の状況によって金額が変わるといふ。

○国保年金課長（細田）

そのとおりです。

例えば、所得がゼロで1人住まいだったら3千円下がります。もちろん軽減があるので、もっと低くなってしまふ、7割軽減になると思いますので、もっと低くなってしまふんですが、この1,500円、1,500円は、1人当たりの均等割と世帯の1,500円だけであって、所得割も入れればもっとマイナス要素が増えるわけなんです。

○委員（深沢眞吾）

そのところが聞かれたら、どういうふうの下がった金額理由を説明できるかなと思ひながら、連動しない仕組みは理解できましたので、そのことは分かりました。

違うことで1つ質問していいですか。

○会長（和田哲子）

どうぞ。

○委員（深沢眞吾）

前回の時にも議論になった調整基金、蓄えているお金が非常に多くなってというふうにも書かれているとおりで、7億円以上になってきて、どのくらいが繰り越していくのが適正な金額というふうに考えるかというところで、毎年多くなってきていて、やはり今の県へ納めるお金の問題とは別に、どのくらい貯めるつもりでいるのか、それはどういうふうに、安定的に運営するために一定の金額を持つことは必要だけど、どこを設定して、その分でないところを、大変なコロナの状況の中で、できるだけ大変な世帯のところでの一定の代わりができるのかなというところで、そのところをどんなふうに今回考慮されて、7, 700万円取り崩すという話を聞いたんですが、どういふふうに規模を設定して考えて想定されているのか教えていただきたいです。

○国保年金課長（細田）

前回も前の課長が説明しているところですが、給付費の5%というのがラインというふうな話をさせていただいたところではありますが、事業費納付金という制度が始まってからは、その金額というのは特にルールはなくて、基金の期末残高見込みで言うと、今年1億円ほど予算では減らす予定となっているんですが、繰越金を考えれば、残高は変わらない予算になる予定になっております。

ただし、今回試算したところでは、まだ令和2年の所得が100%反映されているわけではなくて、もっと基金を繰入しなければならない可能性もあるわけですし、6月補正後では約1億円を減らす予定であります。

決算でまたどのくらい繰越金が出るか分かりませんが、合わせると現状維持ができればいいかなと思っていますが、ただ、先ほどから言っていますように、所得の減少がどのくらいあるか分かりませんので、とりあえずいくらかいいかということは特に考えていません。

ただ、山梨県内の市で比較させていただきますと、やはりそれが基準になるかなと思っています。実は、山梨県の中の13市、市で比較しますと、南アルプス市は令和元年度の状況で13市中8位の基金現在高を持っています。ほかの市と比較するのはどうかということもありますが、やはり一応指標となりますので、13市中の8番というところで、そんなに高いところではないかなと思っていますので、そのへんのところを推移していればいいかなと思っています。

○会長（和田哲子）

先生、いかがでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

現状より増やすつもりはなくて、その部分はきちんと充てるんだという、そういうことですよ。

○国保年金課長（細田）

そのとおりです。

○委員（深沢眞吾）

最後に1つ。

去年は、1人当たりの医療費がコロナの影響で下がっています。医療機関から見ると、明らかに受診を控えている状況というのはあって、今年の今のコロナの状況の中で、より医療費が急激に増えるというのは、なかなか考えにくい試算だというふうに思っています。

いろいろ心配する要因がたくさん積み上がれば、それはそのとおりいろいろあると思うんですが、こんなに急に上がるというのは、現実、ずっと医療に関わっている状況からすると、予想はそんなには上がらないのではないかと、現状そういうように控えがずっと続いているというのがあって、大

きく見ているかなというふうには思いました。

入るほうが少なくなるので、いろいろ考えなければいけないのはもちろんそうですが、その分、それでの負担、控えの中で、出るほうも現実下がっているというのは現実だと思うので、少しでも下げられることを、上げなければいけない時期は制度的な問題としてはあるので、でも、できる時にはきちんとするのがよりいいかなというふうには思いました。

○会長（和田哲子）

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

（ な し ）

ほかにご意見がないようですので、運営協議会としまして、市長の諮問に対する答申をまとめたと思います。

（１）諮問については、原案を適当と認めると答申したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

なお、答申書の内容につきましては、正副会長に一任させていただきます。

それでは、次に（２）報告、アの新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（清水）

資料の８ページ目をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給実績を報告いたします。

国保税の減免実績については、影響を受け、収入が減少した時期により、令和元年度分も対象となります。令和元年度、令和２年度分を合わせ１２７件、約１，５００万円の減免を実施したところであります。

次に、傷病手当金の支給については、被用者の方が３件で、約３５万円を支給しております。個人事業主の方は実績がございません。

なお、保険税の減免については、国の方針により令和３年度分の保険税を減免する場合にも財政支援を継続することが示されました。本市では、令和３年度についても減免を実施するため条例の改正を行い、専決処分を行ったところであります。

国の財政支援の基準では、令和２年度は減免総額の全額が財政支援の対象でありましたが、令和３年度の財政支援の対象は、減免総額の１０分の２相当となる見込みであります。財政支援の対象外については、基金で対応する予定であります。

傷病手当金の支給に係る費用については、国からの財政支援が６月３０日まで延長されましたので、市単独の傷病手当金の支給と併せ、条例等の改正を行い、３月議会において対応を行っております。

また、財政支援を延長する際には、必要な規則の改正を進めさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

以上で説明を終わります。

○会長（和田哲子）

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

( な し )

ないようですので、次に、イの特定保健指導について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（荻野）

それでは、資料の9ページをご覧ください。

特定健診・特定保健指導について、3月に国保連合会から全国平均や県内市町村の状況が示されましたので報告をさせていただきます。

令和元年度の南アルプス市の受診率は、前回もお伝えさせていただきましたが、57.4%で、県内13市の中では甲州市と並んで第1位の受診率となります。山梨県の受診率が46.3%、全国平均が38%と比較すると、かなり高い受診率です。

次に、資料の10ページをご覧ください。

受診率の5年間の推移ですが、昨年度、本市では55.7%でしたので、1.7%上昇しています。これまで受診率向上に向けてさまざまな取組を行ってききましたが、昨年度はコロナの影響で積極的な受診勧奨ができませんでした。令和2年度の受診者数は減少していますが、かかりつけ医の先生方にご協力いただいている特定健康診査情報提供票は、昨年度より70件多く、計372件の患者さんの情報を返信していただきました。

受診率の向上に関しましては、例年、愛育の皆さんによる声掛けやかかりつけの先生方のご協力による診療情報の提供なども影響しており、皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。

次に、特定保健指導の実施率について、資料の11ページをご覧ください。

令和元年度の実施率は66.3%で、13市の中では斐崎市、中央市に次いで第3位という状況でした。全国平均が29.3%ですので、比較するとかなり高い状況です。

次に、資料の12ページをご覧ください。

5年間の推移を見ると、昨年度よりも実施率は3.7%上昇しており、県や全国平均と比べると実施率も高い状況ですが、メタボの該当者はなかなか減らない状況です。

次に、資料の13ページをご覧ください。

メタボリックシンドロームの年次推移です。特定保健指導の実施率が高いのですが、メタボ該当者やメタボ予備軍の方の割合はなかなか減っていないのが現状です。

この表は、メタボ該当者と予備軍該当者の割合になりますが、メタボ該当者というのは、腹囲に加えて血圧、血糖、脂質のうち、基準値を超えている項目が2つ以上ある方がメタボ該当者、基準値を超えている項目が1つの場合はメタボ予備軍となります。

年次推移を見ると、予備軍の該当者の割合はほぼ横ばいですが、メタボ該当者の割合が平成27年度15.7%であったものが、年々増加しており、令和元年度には18.0%と2.3%も増加しています。

メタボの方は、生活習慣病の発症リスクが高いと言われていますが、今後も引き続きメタボの方の減少に向けて、特定保健指導に力を入れていきたいと考えております。

その中で特定保健指導の対象者の方々にウォーキングを習慣化していただきたいということで、今年度も健康増進課主催の健康わくわくウォーク事業への参加勧奨も併せてしていきたいと思っております。

最後に、資料の14ページですが、平成31年度も特定保健指導の実施率が高かったということで、先月、3月に厚生労働大臣からメッセージをいただきましたので、皆さまにご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見ありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

本当に素晴らしい成績で、受診率が高くて、本当に努力されてやっているなというところで、素晴らしいと思います。

他の市と違って、南アルプス市でこれだけ受診が高かったり、うまくいっている要因というのがあれば教えていただきたいと思います。

○国民健康保険担当（荻野）

南アルプス市の場合には、申し込みの期限を設けずに、健診を実施している間は随時申し込みを受け付けているということと、昨年度は、コロナの影響で3密を避けるために勧奨ができなかったのですが、例年、愛育の皆さまに、愛育会の回覧で「受診をしましょう」と声掛けをしていただいていることや、普段の愛育の活動の中での声掛けをしていただいていることも大きく影響していると思います。

他、巡回健診の時に、今年度は健診を申し込んだけれど、うっかりして受診できなかったというのを防ぐために、健診の前に日時の確認のはがきを送らせていただいたり、かかりつけの先生方から返信していただく医療情報の情報提供も受診率に影響していますので、その返信率が高い、先生方のご協力のおかげというところもあると考えております。

○会長（和田哲子）

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、次に（3）その他ということで、事務局からお願いします。

（ な し ）

委員さんで何か話題にしたいことはございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○進行（細田課長）

以上で、本日のすべての議事が終了いたしました。

和田会長、ありがとうございました。

次に、議事ではなく、次第の6その他であります。委員の皆さま方から何かあれば。

よろしいでしょうか。

（ な し ）

それでは、事務局から連絡事項がございます。

はじめに、委員の報酬について、望月からご説明申し上げます。

○国民健康保険担当（望月）

委員の皆さまの今回分の報酬につきましては、5月中の支払いを予定しております。本年中に開催の支払いの分については、来年1月以降に令和3年度分の源泉徴収票をお送りいたしますの



で、よろしくお願いいたします。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

次に、次回の協議会の日程でございます。今年の運営協議会は、年3回の開催を予定しております。つきましては、次回の協議会は、まだはっきりしていませんが、7月から8月ごろを予定しております。近くなりましたら、改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上となります。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。

閉会の言葉を本多副会長にお願いします。

○副会長（本多眞澄）

市からは詳しい資料を提示していただき、また説明していただき、ありがとうございました。

それから、参加された皆さん、熱心なご討議ありがとうございました。

愛育の話が出ましたが、みんなで声を掛け合って健診を受けることが健康につながるんだなということ、また改めて感じました。

コロナが収束しなくて、なかなか閉塞感いっぱいですが、春のいい空気を吸って、皆さん元気で進んでいきたいと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回南アルプス市国民健康保険運営協議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

委員の皆さまには、夜分お疲れのところ、長時間にわたり慎重なるご審議、また貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。

ありがとうございます。

閉会 午後 7時59分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

国民健康保険事業  
運営協議会長

会議録署名員

会議録署名員